

議 事 日 程 (第1号)

令和7年11月28日(金曜日) 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承第7号 専決処分の承認について(下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承第8号 専決処分の承認について(令和7年度下呂市一般会計補正予算(第9号))
- 日程第6 同第20号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第7 同第21号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第8 同第22号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第9 同第23号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第10 同第24号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第11 同第25号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第12 同第26号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第13 議第98号 令和7年度下呂市一般会計補正予算(第10号)
- 日程第14 議第99号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)
- 日程第15 議第100号 令和7年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第16 議第101号 令和7年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第17 議第102号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)補正予算(第4号)
- 日程第18 議第103号 令和7年度下呂市学校給食費特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議第104号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議第105号 市道の路線認定について
- 日程第21 議第106号 市道の路線変更について
- 日程第22 議第107号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について
- 日程第23 議第108号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について
- 日程第24 議第109号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について
- 日程第25 議第110号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について
- 日程第26 議第111号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について

- 日程第27 議第112号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議第113号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について
- 日程第29 議第114号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 日程第30 議第115号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 日程第31 議第116号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第32 議第117号 下呂市公告式条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議第118号 下呂市行政組織条例等の一部を改正する条例について
- 日程第34 議第119号 下呂市表彰条例について
- 日程第35 議第120号 下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議第121号 児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議第122号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議第123号 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議第124号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議第125号 下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議第126号 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議第127号 下呂市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議第128号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議第129号 令和7年度下呂市水道事業会計への繰出について
- 日程第45 議第130号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第46 議第131号 令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第47 議第132号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第48 議第133号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第49 議第134号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）
- 日程第50 議第135号 令和7年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第51 議第136号 令和7年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第52 議第137号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）

日程第53 議第138号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）

（追加日程）

追加日程第1 報第17号 委員長報告

出席議員（14名）

議長	中 島 達 也	1 番	下 平 裕次郎
2 番	桂 川 融 己	3 番	大 西 尚 子
4 番	高 井 範 和	5 番	桂 川 いずみ
6 番	加 藤 久 人	7 番	鷺 見 昌 己
8 番	田 口 琢 弥	9 番	森 哲 士
10番	田 中 喜 登	11番	尾 里 集 務
12番	中 島 ゆき子	13番	今 井 政 良

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	会 計 管 理 者	熊 崎 龍 毅
総 務 部 長	大 前 栄 樹	ま ち づ く り 推 進 部 長	田 谷 諭 志
地 域 振 興 部 長	小 林 哲	教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 中 明 美
環 境 部 長	中 島 一 栄	上 下 水 道 部 長	今 村 正 直
農 林 部 長	青 木 秀 史	建 設 部 長	今 井 伸 哉
金 山 病 院 事 務 局 長	亀 山 嘉 人	市 民 保 健 部 長	森 本 千 恵
福 祉 部 長	小 澤 和 博	観 光 商 工 部 長	小 池 雅 之
消 防 長	遠 藤 丙 午	観 光 商 工 部 次 長	熊 崎 一 彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	田 添 誠	書 記	加 藤 冬 城
-------------	-------	-----	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（中島達也議員）

皆さん、おはようございます。お疲れさまです。
ただいまの出席議員は14人で定足数に達しています。
開会に先立ちまして、市民憲章の唱和を行います。
皆さん、御起立ください。

[市民憲章唱和]

ありがとうございました。御着席ください。
これより令和7年第6回下呂市議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、会議システムで配付のとおりであります。
なお、報道機関、「広報げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番 大西尚子議員、4番 高井範和議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中島達也議員）

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの22日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（中島達也議員）

日程第3、諸般の報告を行います。
市長行政報告、議長報告、例月現金出納検査報告及び損害賠償の額の決定の専決処分については、会議システムで配付しておりますので御確認願います。

◎承第7号及び承第8号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第4、承第7号 専決処分の承認について（下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）、日程第5、承第8号 専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第9号））、以上2件を一括議題といたします。

承第7号について、提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（青木秀史）

おはようございます。

議案書の3ページをお開きください。

承第7号 専決処分の承認について（下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）。

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和7年10月23日提出。

提案理由です。市内各地で出没する熊による被害対策として緊急銃猟を実施するため、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次ページをお開きください。

令和7年10月23日付の専決処分書でございます。

詳細は条例要綱で説明しますので、7ページをお開きください。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱でございます。

1. 改正理由。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正により緊急銃猟制度が創設されたことに伴い、緊急銃猟を行う非常勤の特別職職員の報酬を定めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要。(1)鳥獣被害対策実施隊員の報酬に、緊急銃猟を実施する際の日額報酬を追加します。別表関係でございます。鳥獣被害対策実施隊員の中に緊急銃猟実施隊員も含まれております。

(2)この条例は公布の日から施行します。附則関係でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、承第8号について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

おはようございます。

それでは、議案書の8ページをお願いいたします。

承第8号 専決処分の承認について。

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和7年11月28日提出。

提案理由でございます。熊の出没が多発している状況において、市民等の生命及び安全を第一優先とした緊急安全対策を速やかに実施するための増額補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

令和7年10月23日付の専決処分書でございます。

詳細は補正予算書にて説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

令和7年度下呂市一般会計補正予算（第9号）。

令和7年度下呂市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240億5,668万3,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

事項別明細書で説明をいたしますので、14ページをお願いいたします。

歳入でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金300万円の増額は、今回の補正の財源として財政調整基金から繰入れするものでございます。

15ページをお願いします。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、21目危機対策費、危機事案対応措置事業164万3,000円の増額は、市内小・中学校の児童・生徒や市民、観光客の安全を確保するため、熊鈴、熊撃退スプレーなどの熊撃退用物品や注意看板の購入、注意チラシの印刷、折り込み経費を増額補正するものでございます。

その下の6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、有害鳥獣捕獲事業93万円の増額は、緊急銃猟の実施に備え、実施隊員の報酬及び実施隊員の安全を確保するための防護盾などの装備品購入経費を増額補正するものでございます。

その下、14款予備費は、歳入歳出の財源調整として42万7,000円を増額するものでございます。

続いて、17ページをお願いします。

給与費明細書により人件費補正の内容を説明いたします。

特別職の給与費明細書です。

表の下段、比較欄のその他の特別職の報酬71万2,000円の増額は、鳥獣被害対策実施隊の報酬を増額するものでございます。

本予算については、市民等の生命、身体を守り、生活の安心を確保するため、これらの緊急対策を速やかに実施する必要があったことから専決処分したものでございます。

以上で、承第8号、令和7年度下呂市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。御承認のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

今、農林部長から訂正の申入れがございましたので、許可いたします。

○農林部長（青木秀史）

一部訂正させていただきます。

ただいま3ページの提出日でございますが、10月23日と申し上げましたが、正しくは11月28日でございます。その点、訂正させていただきます。誠に申し訳ございません。

○議長（中島達也議員）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました承第7号及び承第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、承第7号及び承第8号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

承第7号 専決処分の承認について（下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第7号については承認することに決定いたしました。

承第8号 専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第9号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第8号については承認することに決定いたしました。

◎同第20号から同第26号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第6、同第20号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第7、同第21号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第8、同第22号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第9、同第23号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第10、同第24号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第11、同第25号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第12、同第26号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、以上7件を一括議題といたします。

同第20号から同第26号までの7件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大前栄樹）

おはようございます。

議案書18ページを御覧ください。

同第20号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

氏名、大前順子様。住所、年齢は記載のとおりでございます。表彰領域は社会福祉で、功績は民生委員児童委員でございます。令和7年11月28日提出。

提案理由は、下呂市功労者等表彰条例に規定するその功労が特に顕著であると認めたためでございます。

以下、同第21号から26号についても提案理由は同じでありますので、氏名、表彰領域、功績のみを説明させていただきます。

19ページを御覧ください。

同第21号、氏名、中川義郎様。表彰領域は社会福祉で、功績は保護司でございます。

20ページを御覧ください。

同第22号、氏名、岩浅宏観様。表彰領域は社会福祉で、功績は保護司でございます。

続きまして、21ページを御覧ください。

同第23号、氏名、熊崎孔平様。表彰領域は産業経済で、功績は商工会の役員で長の経歴を有する者でございます。

22ページを御覧ください。

同第24号、氏名、中川正之様。表彰領域は産業経済で、功績は商工会の役員で長の経歴を有する者でございます。

23ページを御覧ください。

同第25号、氏名、森前ひとみ様。表彰領域は教育文化で、功績はスポーツ推進委員でございます。

24ページを御覧ください。

同第26号、氏名、福永和也様。表彰領域は教育文化で、功績はスポーツ推進委員でございます。説明は以上でございます。同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島達也議員）

これより本7件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第20号から同第26号までの7件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、同第20号から同第26号までの7件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本7件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本7件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

同第20号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第20号については同意することに決定いたしました。

同第21号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第21号については同意することに決定いたしました。

同第22号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第22号については同意することに決定いたしました。

同第23号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第23号については同意することに決定いたしました。

同第24号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第24号については同意することに決定いたしました。

同第25号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第25号については同意することに決定いたしました。

同第26号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第26号については同意することに決定いたしました。

◎議第98号から議第104号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也議員）

日程第13、議第98号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第10号）、日程第14、議第99号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、日程第15、議第100号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、日程第16、議第101号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、日程第17、議第102号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）、日程第18、議第103号 令和7年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）、日程第19、議第104号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

議第98号から議第104号までの7件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま一括上程されました議第98号から議第104号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の交付金を活用した物価高騰対策を早期に実施するとともに、令和7年度の人事異動等に伴う人件費の調整及び自治体情報システム標準化への対応など、早急に対応すべき案件について予算を計上したものであります。

一般会計では、まず物価高騰対策として、令和8年度にこども園へ入園する園児への入園用品配付や令和8年2月、3月分のこども園、小・中学校の給食費の無償化、学校給食の食材高騰分の支援、御家庭でのLED照明器具への買換え補助といった市民生活の負担軽減を図るための経費を計上しております。

次に、自治体情報システムの標準化につきましては、国が示す仕様書の内容変更が相次いだことにより委託業務の年度内完了が困難となったため、関係する予算の調整を行うほか、繰越明許費の設定を行うものであります。

その他、有害鳥獣による農作物被害の拡大を防ぐため、捕獲報奨金の増額などを予算計上しております。

特別会計及び下呂温泉合掌村事業会計では、一般会計と同様の人事異動に伴う人件費の増減補正を行うものであります。このうち学校給食費特別会計では、物価高騰対策として、一般会計からの繰入金を財源に給食費の無償化及び食材価格高騰分の支援に係る補正を計上しております。

詳細につきましては各担当部長が説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第98号について、詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議第98号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第10号）の詳細説明を申し上げます。

一般会計・特別会計・企業会計補正予算書（議第98号から議第104号）の3ページをお願いいたします。

令和7年度下呂市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,335万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240億8,003万3,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によります。

第3条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第3表 債務負担行為補正によるものでございます。令和7年11月28日提出。

4ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まずは歳入について御説明を申し上げます。

15款国庫支出金は1億149万円の減額、19款繰入金は700万円の増額、21款諸収入は1億1,784万円の増額。

5ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

3款民生費は883万2,000円の減額、4款衛生費は1,815万4,000円の減額、7款商工費は733万3,000円の増額、6ページへ参りまして、8款土木費は908万2,000円の減額、9款消防費は1,371万2,000円の減額、10款教育費は6,596万4,000円の増額、14款予備費は51万円を計上しました。

続いて、7ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正の追加でございます。

これらは、いずれも自治体情報システムの標準化に関する業務です。

庁内情報化推進諸経費臨時及び戸籍住民事務費臨時につきましては、国による度重なる仕様変更が生じたため、年度内の業務完了が見込めず、翌年度へ繰り越すものでございます。また、保育所運営費臨時につきましては、庁内情報化推進諸経費臨時のシステムと連携するものであるため、その繰越しに伴い、併せて繰り越すものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正の追加でございます。

市公式オンラインアンテナショップについて、令和8年度から令和10年度までの安定した運営を確保するため、運營業務委託に係る債務負担行為を設定するものでございます。

9ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

少し飛びますが、46ページをお願いいたします。

給与費明細書により人件費補正の内容を説明いたします。

特別職の給与費明細書です。

表の下段、比較欄のその他の特別職の報酬18万円の増額は、鳥獣被害対策実施隊の報酬を増額するものでございます。

47ページをお願いします。

一般職の明細書です。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

給料は482万3,000円の増額、職員手当は283万1,000円の減額、共済費は583万2,000円を減額するものでございます。

職員手当の内訳は下表のとおりですが、増減理由については次ページで説明をいたしますので、48ページをお願いいたします。

給料及び職員手当の増減額の明細です。

表一番上の給料は、その他の増減分で482万3,000円を増額するもので、前年度人件費を基礎と

して算定した当初の人員費に対し、人事異動の影響を踏まえ必要な経費を算出し、補正額として
います。

その下の職員手当は283万1,000円を減額するもので、異動に伴う調整のほか、ねんりんピック
などのイベント実施などによる時間外勤務手当902万8,000円の増額、児童手当については、法改
正に伴う当初見込額から実績見込みにより964万円を減額することなどによるものでございます。

49ページをお願いします。

会計年度任用職員の明細書です。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

報酬は317万7,000円の増額、給料は419万1,000円の減額、職員手当は90万3,000円の減額、共
済費は271万5,000円を減額するもので、職員手当の内訳は下表のとおりでございます。これらの
増減は、会計年度任用職員の任用等に伴う調整によるものでございます。

51ページをお願いいたします。

債務負担行為の調書でございます。

先ほど説明いたしました市公式オンラインアンテナショップ運営業務に係る限度額、令和8年
度以降の支出予定額とその財源をお示ししております。

以上で、令和7年度下呂市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第99号について、詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

補正予算書の52ページを御覧ください。

議第99号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の詳
細説明を申し上げます。

令和7年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定め
るところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額からそれぞれ401万1,000円を減額し、
歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億9,001万4,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第
1表 歳入歳出予算補正によるものです。令和7年11月28日提出。

53ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正で、上段は歳入でございます。

9款繰入金401万1,000円を減額計上いたしました。

下段は歳出でございます。

1款総務費401万1,000円を減額計上いたしました。

54ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

59ページを御覧ください。

一般職の給与費明細書です。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

給料172万9,000円の減額、職員手当165万4,000円の減額、共済費40万3,000円を減額するものです。

職員手当の内訳は下の表のとおりです。

以上が議第99号の説明となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第100号及び議第101号について、詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小澤和博）

補正予算書の61ページを御覧ください。

議第100号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）の詳細説明を申し上げます。

令和7年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額からそれぞれ360万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,787万4,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和7年11月28日提出。

62ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

6款繰入金は360万円を減額計上しました。

その下、歳出でございます。

1款総務費は8万9,000円の減額、2款サービス事業費は351万1,000円を減額計上しました。

63ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

71ページを御覧ください。

一般職の給与費明細書です。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

給料は397万9,000円の減額、職員手当は263万1,000円の増額、共済費は144万2,000円を減額するものです。

職員手当の内訳は下の表のとおりです。

73ページを御覧ください。

会計年度任用職員の給与費明細書です。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

報酬は38万2,000円の増額、職員手当は5万5,000円の減額、社会保険料は3万9,000円の減額、共済費は7万9,000円を減額するもので、職員手当の内訳は下の表のとおりです。

以上が議第100号の説明となります。

引き続き75ページを御覧ください。

議第101号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の詳細説明を申し上げます。

令和7年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ445万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,626万2,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和7年11月28日提出。

76ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

4款国庫支出金は182万2,000円の減額、6款県支出金は91万1,000円の減額、10款繰入金は718万5,000円を増額計上しました。

その下、歳出でございます。

1款総務費は445万2,000円を増額計上しました。

77ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

83ページを御覧ください。

一般職の給与費明細書です。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

職員数は1名の増員、給料は153万円の増額、職員手当は200万3,000円の増額、共済費は64万3,000円を増額するものです。

職員手当の内訳は下の表のとおりです。

以上で、議第101号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第102号について、詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

85ページを御覧ください。

議第102号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）の詳細説明を申し上げます。

令和7年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額からそれぞれ22万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,305万1,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和7年11月28日提出。

86ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正で、上段は歳入でございます。

7款繰入金22万1,000円を減額計上いたしました。

下段は歳出でございます。

1款総務費479万2,000円の減額、2款医業費501万3,000円を減額計上いたしました。

87ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

93ページを御覧ください。

一般職の給与費明細書です。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

給料256万8,000円の減額、職員手当209万4,000円の増額、共済費は104万2,000円を減額するものです。

職員手当の内訳は下の表のとおりです。

95ページを御覧ください。

会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

上の表の総括、比較欄を御覧ください。

報酬179万2,000円の増額、職員手当30万4,000円を増額するものでございます。

職員手当の内訳は下の表のとおりです。

以上が議第102号の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

申し訳ございません。訂正がございますので、よろしくお願いいたします。

86ページをお願いいたします。

1款総務費479万2,000円を減額と申し上げましたが、479万2,000円の増額でございます。おわびして訂正申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第103号について、詳細説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山中明美）

補正予算書97ページを御覧ください。

議第103号 令和7年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

令和7年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,119万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,037万9,000円とするものです。款項の区分及び金額等につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和7年11月28日提出。

98ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

上段の歳入は、1 款繰入金、一般会計繰入金2,765万3,000円の増額、3 款諸収入、雑入1,646万1,000円の減額。

下段の歳出は、1 款学校給食費を1,119万2,000円増額するものでございます。

99ページ以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

議第103号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第104号について、詳細説明を求めます。

観光商工部次長。

○観光商工部次長（熊崎一彦）

それでは、補正予算書103ページを御覧ください。

議第104号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）です。

第1条、令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下呂温泉合掌村事業費用の第1項営業費用について681万4,000円を増額し、補正後の額を2億6,405万2,000円とするものです。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費について648万4,000円を増額し、補正後の額を1億28万4,000円とするものです。
令和7年11月28日提出。

次のページから113ページまでは、補正予算実施計画、キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表などですので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本7件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第98号から議第104号までの7件については、会議システムで配付してあります付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたします。

休憩いたします。再開は館内放送にてお知らせします。

午前10時18分 休憩

午後0時42分 再開

○議長（中島達也議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、会議システムで配付をいたします。

〔追加日程配付〕

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております議事日程（第1号の追加1）追加日程第1、報第17号 委員長報告を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議事日程（第1号の追加1）、報第17号 委員長報告を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎報第17号について

○議長（中島達也議員）

追加日程第1、報第17号 委員長報告を行います。

本定例会に付託しました日程第13、議第98号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第10号）、日程第14、議第99号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、日程第15、議第100号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、日程第16、議第101号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、日程第17、議第102号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）、日程第18、議第103号 令和7年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）、日程第19、議第104号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会、田口委員長。

○予算決算常任委員長（田口琢弥議員）

委員長報告を申し上げます。

本会議休憩中の午前10時30分から、下呂庁舎3-1会議室において、委員全員と議長、執行部からは市長、副市長、教育長をはじめ担当職員の出席をいただき、予算決算常任委員会を開催し、令和7年第6回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第98号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第10号）から議第104号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）までの7議案について審査いたしました。

補正の概要としましては、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策、令和7年度の人事異動等に伴う人件費の調整、有害鳥獣対策強化のための経費などが計上されており、物価高騰対策関連事業をはじめとする各種事業を早期に実施する必要があることから、本定例会初日での補正予算の採決が求められたものになります。

委員会での審査状況の一部を紹介させていただきます。

1つ目に、保育所運営費についてです。

委員からは、令和8年度の新入園児にこども園入園に必要な用品を配付する計画となっているが、この配付に至った経緯と配付品目の選定の理由はとの質疑がされ、執行部からは、入園用品の配付については直接的に市民から要望を受けたものではないが、昨年度行ったアンケートでも未就学児の保護者の7割強が経済的支援を望んでおり、現在の急激な物価高騰による影響などを踏まえ、今必要な支援は何かという観点から支援策を検討した。また、配付品目については、園での生活や保育に必要なもので、日常生活も含め使用でき、子供たちに喜んでいただいて記憶に残る子供の用品という視点から、名札、お便り帳、お絵描き帳、カラー帽の4品を選定した。なお、長靴は地元企業が製作したものを想定しているとの答弁がありました。

2つ目に、地球温暖化対策・脱炭素社会推進事業についてです。

委員からは、家庭における省エネルギーの促進と電気料金の負担軽減を図るため、家庭向けLED照明器具の購入費補助が計画されているが、この補助制度の設計をするに当たってLED照明器具へ買換え需要の予測が立てられているものと思うが、具体的にどのようなデータや方法に基づいて行われたかとの質疑がされ、執行部からは、需要予測については直接的な調査は実施していないが、今回の物価対策事業に併せて、2027年に蛍光灯の製造、輸出入の禁止が決定しており、2027年度以降、急激な需要の高まりとそれに伴う蛍光灯の大量廃棄による処分費の高騰などが考えられることから、市民生活が少しでもその影響を受けないよう補助制度を創設したとの答弁がありました。

こうした審査を経て採決に臨み、議第98号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第10号）から議第104号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）までの7議案全て、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算常任委員会における審査結果の報告を終わります。

◎議第98号から議第104号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本7件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本7件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第98号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第10号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第98号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第99号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第99号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第100号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第100号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第101号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第101号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第102号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第102号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第103号 令和7年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第103号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第104号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第104号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議第105号から議第129号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也議員）

日程第20、議第105号 市道の路線認定について、日程第21、議第106号 市道の路線変更について、日程第22、議第107号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について、日程第23、議第108号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について、日程第24、議第109号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について、日程第25、議第110号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について、日程第26、議第111号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、日程第27、議第112号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について、日程第28、議第113号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について、日程第29、議第114号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に係る協議について、日程第30、議第115号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について、日程第31、議第116号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に係る協議について、日程第32、議第117号 下呂市公告式条例の一部を改正する条例について、日程第33、議第118号 下呂市行政組織条例等の一部を改正する条例について、日程第34、議第119号 下呂市表彰条例について、日程第35、議第120号 下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例について、日程第36、議第121号 児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係条例の一部を改正する条例について、日程第37、議第122号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第38、議第123号 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について、日程第39、議第124号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について、日程第40、議第125号 下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改正する条例について、日程第41、議第126号 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第42、議第127号 下呂市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第43、議第128号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について、日程第44、議第129号 令和7年度下呂市水道事業会計への繰出について、以上25件を一括議題といたします。

初めに、議第105号及び議第106号について、提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（今井伸哉）

議案書の25ページをお願いいたします。

議第105号 市道の路線認定について。

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

まず、表内番号1番の路線を認定する市道の路線名は惣島名丸線で、起点、下呂市馬瀬惣島宇大野垣内265番3地先から終点、下呂市馬瀬名丸字横平1669番23地先まででございます。

次に、表内番号2、路線を認定する市道の路線名は下山弓掛線で、起点、下呂市馬瀬下山字梅峠528番59地先から終点、下呂市金山町弓掛字中合802番1地先まででございます。令和7年11月28日提出。

提案理由でございますが、道路再編により県道の一部が市へ移譲されるため、市道の路線を認定するものでございます。

26ページをお願いいたします。

まず、認定する路線の概要についてお示ししております。

まず惣島名丸線の起終点につきましては、今ほど申し上げたとおりで、道路の幅員は4メートルから10.4メートル、延長は4,242.8メートルでございます。

次に、27ページをお願いします。

次の下山弓掛線の起終点につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。道路の幅員は2メートルから16メートル、延長は1万421.5メートルでございます。

認定理由につきましては、岐阜県の道路網再編に伴い、県道の一部が下呂市に移譲されるため、市道の路線を認定するものでございます。

続いて、28ページをお願いいたします。

議第106号 市道の路線変更について。

次のとおり市道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

路線を変更する市道の路線名は門坂4号線で、起点は下呂市小坂町門坂字栃洞上平1219番2地先から終点、下呂市小坂町門坂字出合1064番1地先まででございます。令和7年11月28日提出。

提案理由でございますが、道路整備のための市道の路線変更をするものでございます。

29ページをお願いいたします。

変更する路線の概要についてお示ししております。

路線名及び起終点につきましては今ほど申し上げたとおりで、道路の延長は193メートルでございます。

認定理由につきましては、現在、小坂町門坂地内の事業所まで下呂市有地の一部を利用して進入しております。しかし、通行車両の大型化や通行量の増加に伴いまして道路整備をする必要が生じたため、門坂4号線の起点を変更するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第107号及び議第108号について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議案書の30ページをお願いいたします。

議第107号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1. 施設の名称、下呂市下呂上ヶ平サンビレッジ。
2. 指定管理者となる団体の名称、愛知県名古屋市緑区池上台二丁目37番地1、スポーツマックス・三幸共同事業体、代表、株式会社スポーツマックス代表取締役 兵藤大二郎。
3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間。令和7年11月28日提出。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

引き続き31ページをお願いいたします。

議第108号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1. 施設の名称、下呂市金山リバーサイドスポーツセンター、下呂市金山リバーサイドスタジアム、金山ふれあいパーク。
2. 指定管理者となる団体の名称、愛知県名古屋市緑区池上台二丁目37番地1、スポーツマックス・三幸共同事業体、代表、株式会社スポーツマックス代表取締役 兵藤大二郎。
3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間でございます。令和7年11月28日提出。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第109号及び議第110号について、提案理由の説明を求めます。

地域振興部長。

○地域振興部長（小林 哲）

議案書32ページをお開きください。

議第109号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

施設は、下呂市濁河温泉市営露天風呂。

指定管理者となる団体は、岐阜県下呂市小坂町大洞965番地の2、株式会社ノイジィー代表取締役社長 保田悦宏。

指定管理期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間でございます。令和7年11月28日提出。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案書33ページをお願いします。

議第110号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

施設は、下呂市道の駅馬瀬美輝の里。

指定管理者となる団体は、岐阜県下呂市馬瀬西村1695番地、馬瀬総合観光株式会社支配人 今井弘之。

指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。令和7年11月28日提出。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島達也議員）

次に、議第111号及び議第112号について、提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小澤和博）

議案書の34ページを御覧ください。

議第111号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

施設の名称は、やすらぎセンター萩、やすらぎセンター四美、小坂デイサービスセンター、上原デイサービスセンター、金山デイサービスセンター、デイサービスセンターつつじ苑です。

指定管理者となる団体は、岐阜県下呂市萩原町萩原875番地2、社会福祉法人下呂市社会福祉協議会会長 大谷克己。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間でございます。令和7年11月28日提出。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

引き続き議案書35ページを御覧ください。

議第112号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

施設の名称は、養護老人ホームあさぎりサニーランド、特別養護老人ホームあさぎりサニーランド、特別養護老人ホームかなやまサニーランド。

指定管理者となる団体は、岐阜県下呂市萩原町羽根2710番地3、社会福祉法人下呂福社会理事長 熊崎敏彦。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。令和7年11月28日提出。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの

です。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願います。

○議長（中島達也議員）

次に、議第113号について、提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（小池雅之）

36ページを御覧ください。

議第113号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1. 施設の名称、下呂市フィッシングセンター水辺の館。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市馬瀬西村1508番地の1、南飛騨馬瀬川観光協会会長 今井弘之。

3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間でございます。令和7年11月28日提出。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしく願います。

○議長（中島達也議員）

次に、議第114号から議第119号までの6件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大前栄樹）

議案書37ページを御覧ください。

議第114号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。令和7年11月28日提出。

提案理由です。岐阜県市町村会館組合を解散するに当たり、地方自治法施行令第218条の2の規定に基づく特別の定めとして事務の承継を岐阜県市町村会館組合の規約に追加することについて、関係地方公共団体での協議をするためでございます。

続きまして、41ページを御覧ください。

議第115号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について。

地方自治法第288条及び同法第289条並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条

及び同規約第12条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和7年11月28日提出。

提案理由です。岐阜県市町村会館組合を解散すること及び解散に伴う財産処分並びに現に共同処理する事務及び打切り決算の審査及び認定等について、関係地方公共団体での協議をするためでございます。

続きまして、44ページを御覧ください。

議第116号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和7年11月28日提出。

提案理由です。岐阜県市町村職員退職手当組合の構成団体である「岐阜県市町村会館組合」が令和8年3月31日に解散予定で退職手当組合から脱退することに伴い、その脱退及び退職手当組合の規約の変更について、関係地方公共団体での協議をするためでございます。

続きまして、48ページを御覧ください。

議第117号 下呂市公告式条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和7年11月28日提出。

提案理由です。公告式にインターネットを通じて閲覧する方法を追加するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、53ページを御覧ください。

議第118号 下呂市行政組織条例等の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和7年11月28日提出。

提案理由です。第三次総合計画の効果的な推進を図るための組織再編を行うことに伴い、当該条例を改正するものでございます。

続きまして、77ページを御覧ください。

議第119号 下呂市表彰条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和7年11月28日提出。

提案理由です。下呂市における表彰の実施に関し、特別名誉市民及び市民栄誉賞の表彰区分を新設し、表彰区分ごとに制定されている条例を統一して表彰の体系化を図るため、当該条例を制定するものでございます。

説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第120号について、提案理由の説明を求めます。

地域振興部長。

○地域振興部長（小林 哲）

それでは、議案書86ページをお願いします。

議第120号 下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和7年11月28日提出。
提案理由でございます。下呂市御嶽山五の池小屋の利用料金の一部を改正するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、89ページとなりますが、利用料の上限を改正するもので、宿泊（1泊2食）、（1泊1食）、素泊まり料金の上限をそれぞれ表のとおり改正したいとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第121号及び議第122号について、提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小澤和博）

議案書の90ページを御覧ください。

議第121号 児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係条例の一部を改正する条例について。

児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年11月28日提出。

提案理由でございます。児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の公布に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

概要としましては、児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が設けられたため、同条を引用している条例を改正するものです。

引き続き議案書94ページを御覧ください。

議第122号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年11月28日提出。

提案理由でございます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

概要としましては、乳幼児健康診査の内容が家庭的保育事業所の利用開始時などの健康診断に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができるとするものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第123号について、提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（小池雅之）

議案書97ページを御覧ください。

議第123号 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和7年11月28日提出。

提案理由でございます。下呂市観光交流センターの名称及び管理運営方法を変更するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第124号について、提案理由の説明を求めます。

観光商工部次長。

○観光商工部次長（熊崎一彦）

議案書105ページをお願いします。

議第124号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。令和7年11月28日提出。

提案理由です。下呂温泉合掌村の施設に変更が生じたため、当該条例の一部を改正するものでございます。

説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

○議長（中島達也議員）

次に、議第125号について、提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（今村正直）

それでは、議案書108ページを御覧ください。

議第125号 下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改正する条例について。

下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年11月28日提出。

提案理由は、災害その他非常の場合にあつて給水装置工事または排水設備工事に係る指定工事事業者等の確保が困難とされるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事等の適正な実施を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

概要は、災害その他非常の場合においては、他市町村の指定工事事業者が工事を実施できるようにするものです。

説明は以上です。御審議をお願いします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第126号から議第128号までの3件について、提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（遠藤丙午）

議案書112ページをお開きください。

議第126号 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和7年11月28日提出。提案理由です。下呂市消防団の団員数減少に伴い、当該条例を改正するものでございます。

続きまして、議案書115ページをお願いします。

議第127号 下呂市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和7年11月28日提出。提案理由です。3署ある消防署を中消防署1署体制とし、消防署内の人員配置を柔軟に行えるようにするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、118ページをお開きください。

議第128号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和7年11月28日提出。提案理由です。林野火災の予防に関する基準、火気使用設備及び住宅における火災予防の推進を定める省令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第129号について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

議案書の125ページをお願いいたします。

議第129号 令和7年度下呂市水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和7年度下呂市一般会計は、次のとおり令和7年度下呂市水道事業会計へ繰り出しするものとする。

繰出額92万3,000円。令和7年11月28日提出。

提案理由でございます。料金収入等の全ての収入を充てても不足する簡易水道事業債元利償還金に対し、繰り出し基準を超えて繰り出しすることについて議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本25件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

議第105号から議第129号までの25件については、会議システムで配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をします。

◎議第130号から議第138号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也議員）

日程第45、議第130号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第11号）、日程第46、議第131号 令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、日程第47、議第132号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）、日程第48、議第133号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、日程第49、議第134号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）、日程第50、議第135号 令和7年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第51、議第136号 令和7年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）、日程第52、議第137号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）、日程第53、議第138号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、以上9件を一括議題といたします。

議第130号から議第138号までの9件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま一括上程されました議第130号から議第138号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人口減少対策や市民生活を支える福祉、子育て環境の整備、将来を見据えたインフラの強靱化など、年度内に対応すべき事業について予算を計上するとともに、その他事務事業の進捗状況などに沿った見直しを行うものであります。

主な内容といたしまして、まず人口減少対策及び地域活性化の推進として、Uターン者への奨励金や創業支援補助金の申請増に伴う増額、移住体験プログラムの実施、来年度開催予定の下呂 Art Discovery2026の開催に向けたPR経費などを計上しており、また好調なふるさと寄附金への対応として、返礼品に係る経費等の増額を行っております。

次に、福祉、子育て環境の充実につきましては、病児保育やこども誰でも通園制度の開始に向けた施設整備、認知症グループホームへの支援を行うほか、公衆浴場や老人ホーム等の設備改修費を計上しております。

さらに、公共施設の維持管理及び強靱化につきましては、脱炭素化とコスト削減を図るため、一般会計、特別会計、企業会計において、公共施設の照明をLED化するための債務負担行為を設定するほか、上水道では国の補助金を活用し、浄水場や送水管の耐震化事業を前倒して実施いたします。

そのほか、第3四半期を終えようとする中、補正の必要が生じた事務事業として、感震ブレー

カー設置補助金の増額、市税収入の見直しによる増額補正などを計上しております。

詳細につきましては各担当部長が説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第130号について、詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議第130号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第11号）の詳細説明を申し上げます。

一般会計・特別会計・企業会計補正予算書（議第130号から議第138号）の3ページをお願いいたします。

令和7年度下呂市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,448万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242億7,452万1,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によります。

第3条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第3表 債務負担行為補正によります。

第4条は地方債の補正で、地方債の変更は、第4表 地方債補正によるものです。令和7年11月28日提出。

4ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まずは歳入について御説明を申し上げます。

1款市税は3,864万円の増額、14款使用料及び手数料は1,994万4,000円の減額、15款国庫支出金は2,191万3,000円の増額、16款県支出金は3,874万6,000円の増額、18款寄附金は5,619万円の増額、19款繰入金は6,217万1,000円の増額、21款諸収入は387万2,000円の増額。

5ページをお願いいたします。

22款市債は710万円の減額を計上しました。

続いて、6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費は7,266万3,000円の増額、3款民生費は8,436万2,000円の増額、4款衛生費は722万2,000円の増額、6款農林水産業費は2,225万5,000円の増額、7款商工費は1,133万7,000円の減額、8款土木費は1,613万8,000円の増額。

続いて、7ページをお願いします。

9款消防費は116万9,000円の増額、10款教育費は198万3,000円の減額、12款公債費は224万円の減額、14款予備費は623万9,000円を計上しました。

続いて、8ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正の追加でございます。

年度内の完了が見込めない3事業について繰越明許費を計上するもので、事業名、金額については表にお示しをしたとおりでございます。

9ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正の追加でございます。

令和7年度中から事務を進める必要がある事業として、委託業務が4事業、指定管理業務が5事業、そのほか公共施設LED照明リース料や宿泊施設等改修補助金、中学生姉妹都市派遣団の送迎バス借上料の計12事業で、設定期間及び限度額はそれぞれ表にお示しをしたとおりでございます。

10ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正の変更でございます。

消防施設整備事業は消防ポンプ自動車購入事業の事業完了による減額で、学校施設整備事業は下呂中学校屋内運動場アリーナ床改修事業の事業完了による減額となります。

11ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては省略をさせていただきます。

少し飛びますが、45ページをお願いいたします。

こちらは特別職の給与費明細書でございます。

表の下欄、比較欄のその他の特別職の報酬26万7,000円の増額は、消防団員災害出動報酬などの増額です。

46ページをお願いします。

こちらは会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

職員数はパートタイム職員が2名の増で、報酬は7万6,000円の減額、職員手当は24万6,000円を減額するものでございます。

職員手当の内訳は下表のとおりで、増減理由は47ページのとおりでございます。

48ページをお願いします。

債務負担行為の調書でございます。

先ほど説明いたしました12事業に係る限度額と令和7年度以降の支出予定額とその財源をお示ししております。

49ページをお願いします。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和7年度末の残高見込額で、211億1,588万2,000円となる見込みでございます。

以上で、令和7年度下呂市一般会計補正予算（第11号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第131号について、詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

補正予算書50ページを御覧ください。

議第131号 令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を申し上げます。

令和7年度下呂市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ8万円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,273万4,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和7年11月28日提出。

51ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正で、上段は歳入でございます。

6款諸収入8万円を増額計上いたしました。

下段は歳出でございます。

5款諸支出金8万円を増額計上いたしました。

52ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

議第131号の説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第132号及び議第133号について、詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小澤和博）

補正予算書の56ページを御覧ください。

議第132号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）の詳細説明を申し上げます。

令和7年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額からそれぞれ13万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,773万7,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は債務負担行為で、事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為によるものです。令和7年11月28日提出。

57ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

6款繰入金は、一般会計からの繰入金を13万7,000円減額計上しました。

その下、歳出でございます。

1 款総務費は11万円の増額、2 款サービス事業費は53万4,000円の減額、3 款施設整備費は28万7,000円を増額計上しました。

58ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為は、小坂老人保健施設及び介護医療院のLED照明リース料について、期間を令和8年度から20年度まで、限度額をそれぞれ1,710万6,000円、980万4,000円と定めるものでございます。

59ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

64ページを御覧ください。

こちらは債務負担行為の調書でございます。

今ほど説明いたしました債務負担行為の限度額と令和8年度以降の支出予定額とその財源をお示ししております。

以上が議第132号の説明となります。

引き続き65ページを御覧ください。

議第133号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）の詳細説明を申し上げます。

令和7年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,840万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,467万1,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和7年11月28日提出。

66ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主なものについて御説明いたします。

1 款保険料は3,069万7,000円の減額、4 款国庫支出金は3,164万9,000円の増額、5 款支払基金交付金は3,969万8,000円の増額、6 款県支出金は2,205万円の増額、10 款繰入金は7,570万9,000円を増額計上しました。

67ページに移っていただき、歳出でございます。

2 款保険給付費は1億4,070万7,000円の増額、9 款諸支出金は179万3,000円を減額計上しました。

68ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、議第133号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第134号について、詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

補正予算書76ページを御覧ください。

議第134号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）の詳細説明を申し上げます。

令和7年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ26万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,331万4,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は債務負担行為で、事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為によります。

第3条は地方債の補正で、地方債の変更は、第3表 地方債補正によるものでございます。令和7年11月28日提出。

77ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正で、上段は歳入でございます。

4款県支出金102万7,000円の減額、7款繰入金29万円の増額、10款市債100万円の増額計上いたしました。

下段は歳出でございます。

1款総務費2万7,000円の増額、2款医業費5万3,000円の増額、3款施設整備費18万3,000円を増額計上いたしました。

78ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為は、診療所施設のLED照明リース料について、期間を令和8年度より令和20年度、限度額は3,344万3,000円と定めるものでございます。

79ページを御覧ください。

第3表 地方債補正で、診療施設整備事業について、限度額を380万円とするものでございます。

80ページからは歳入歳出補正予算の事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

85ページを御覧ください。

債務負担行為の調書でございます。

債務負担行為の限度額と令和8年度以降の支出予定額とその財源をお示ししております。

86ページを御覧ください。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和7年度末の残高見込額で、1億522万3,000円となる見込みでございます。

議第134号の説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第135号及び議第136号について、詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（今村正直）

それでは、補正予算書87ページを御覧ください。

議第135号 令和7年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和7年度下呂市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業収益は244万4,000円を増額し、8億8,127万6,000円とする。

第1款水道事業費用は257万9,000円を増額し、13億5,250万1,000円とするものです。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,747万3,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金1億2,802万9,000円及び消費税資本的収支調整額3,944万4,000円で補てんするものとする。」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,738万2,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金8,016万2,000円及び消費税資本的収支調整額7,722万円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

88ページを御覧ください。

第1款資本的収入は4億2,562万8,000円を増額し、9億9,677万5,000円とする。

第1款資本的支出は4億1,553万7,000円を増額し、11億5,415万7,000円とするものです。

第4条、予算第5条本文中債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

表のとおり、東上田地内の水道施設整備工事と水道施設の照明をLED化するための債務負担を補正します。

89ページを御覧ください。

第5条、予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

表のとおり、水道施設整備工事に伴い、限度額を補正するものです。

第6条、予算第10条中「2,235万6,000円」を「2,480万円」に改める。令和7年11月28日提出。続いて、議第136号について説明します。

101ページを御覧ください。

議第136号 令和7年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和7年度下呂市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度下呂市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予備費「第3項」を「第4項」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業収益は82万9,000円を増額し、12億2,023万4,000円とする。

第1款下水道事業費用は862万1,000円を増額し、17億7,375万6,000円とするものです。

第3条、予算第5条本文中債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

表のとおり、下水道施設の照明をLED化するための債務負担を補正します。

第4条、予算第10条中「2億7,993万5,000円」を「2億8,076万4,000円」に改める。令和7年11月28日提出。

以上で、議第135号及び議第136号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第137号について、詳細説明を求めます。

観光商工部次長。

○観光商工部次長（熊崎一彦）

それでは、補正予算書112ページをお願いします。

議第137号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）です。

第1条、令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。

観光施設LED照明リース料を債務負担行為できる事項として定めるもので、期間は令和8年度から令和19年度までとし、限度額を2,570万3,000円とします。令和7年11月28日提出。

113ページは債務負担行為に関する調書です。お目通しをお願いします。

説明は以上です。御審議をよろしく願いいたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第138号について、詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（亀山嘉人）

それでは、補正予算書114ページを御覧ください。

議第138号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和7年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益は2,052万円を増額し、11億6,532万5,000円に。

第1款病院事業費用は47万3,000円を増額し、13億7,142万6,000円とするものです。

第3条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。

金山病院LED照明リースについて、期間は令和8年度から令和19年度まで、限度額を1億1,871万円と定めるものです。令和7年11月28日提出。

115ページ以降には補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表など

を、122ページに債務負担行為に関する調書を添付しております。

以上で、議第138号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（中島達也議員）

これより本9件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第130号から議第138号までの9件については、会議システムで配付してあります付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（中島達也議員）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は12月11日午前9時半より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時02分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年11月28日

議 長 中 島 達 也

署名議員 3番 大 西 尚 子

署名議員 4番 高 井 範 和

